

第116号議案

工事請負契約の締結について

円山川運動公園移転整備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 契約の目的 円山川運動公園移転整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札(制限付)
- 3 契約の金額 954,720,000円
- 4 契約の相手方 福井・大石特別共同企業体
代表者 兵庫県豊岡市庄境984番地の1
福井建設 株式会社 豊岡支店
支店長 馬場崎 和夫

兵庫県豊岡市但東町矢根1106番地
大石建設設備 株式会社
代表取締役 大石 徳昭

(備考) 工期限 平成30年8月31日

参考資料

円山川運動公園移転整備工事

1 施工場所 豊岡市下鶴井・土淵地内

2 工事概要

- (1) 多目的グラウンド（少年野球又はサッカー4面）
ウォーミングアップエリア
- (2) 駐車場（駐車台数162台）
- (3) 管理棟等 $A=259.2\text{m}^2$ （木造瓦葺き平屋建）及び便所棟の建築
- (4) 旧管理棟等（ $A=245.955\text{m}^2$ ）の取り壊し
- (5) 進入道路（ $L=150\text{m}$ 、 $W=6.5\text{m}$ ）

第117号議案

豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館の指定管理者の指定について

豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館 |
| 2 団体等の名称 | 豊岡体育協会 |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 豊岡市立市民体育館

ア 名称

豊岡市立市民体育館

イ 所在地

豊岡市立野町1番3号

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣 工	昭和35年7月
構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄筋構造
延床面積	1,474.7㎡
アリーナ面積	766.8㎡ バスケットボール1面、バレーボール2面、バトミントン4面、卓球12面
観客席	300席
更衣室	2
駐車場	周辺施設と共用

(2) 豊岡市立総合体育館

ア 名称

豊岡市立総合体育館

イ 所在地

豊岡市大磯町1番75号

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣 工	昭和63年5月
構 造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）
延床面積	3,864.6㎡ 1階 3,030.2㎡ 2階 834.4㎡
アリーナ面積	1,855.8㎡ バスケットボール2面、バレーボール4面、バトミントン12面、卓球24面
観客席	736席
更衣室	2（シャワー付）
会議室	1

ミーティング室	1
屋外トイレ	1
東 屋	1
駐 車 場	周辺施設と共用

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

- (1) 名 称
豊岡体育協会
- (2) 所在地
[REDACTED]
- (3) 代表者の氏名
[REDACTED]
- (4) 設立年月日
昭和42年1月24日
- (5) 職員・従業員数
室長1人、理事長1人、事務長1人ほか
- (6) 主な事業又は活動
 - ・加盟団体の事業支援並びに連絡調整を図ること
 - ・スポーツ大会等体育振興に関すること
 - ・体育、スポーツ指導者の養成と競技力向上を図ること
 - ・スポーツ振興に関し、関係諸機関との連絡を図ること

第118号議案

豊岡市立豊岡総合スポーツセンターの指定管理者の指定について

豊岡市立豊岡総合スポーツセンターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立豊岡総合スポーツセンター
- 2 団体等の名称 豊岡体育協会
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立豊岡総合スポーツセンター

(2) 所在地

豊岡市戸牧359番地

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

- ア 陸上競技場 敷地面積 35,472㎡
第4種公認競技場（平成28年更新）
1周 400m、8コース
屋外トイレ 1箇所
管理棟（鉄骨コンクリート2階建） 延床面積 164.9㎡
- イ こうのとりスタジアム（野球場） 敷地面積 24,161㎡
両翼 90m 中堅 120m
メインスタンド 900人、1, 3塁スタンド 800人
外野スタンド 1,300人
夜間照明施設 一式（6基）
スコアボード（電光掲示）
屋外トイレ 2箇所
- ウ テニスコート 敷地面積 6,405㎡
4面（砂入人工芝）
夜間照明施設 一式（17基）
屋外トイレ 1箇所
- エ 駐車場 5箇所 約240台

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

豊岡体育協会

(2) 所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 設立年月日

昭和42年1月24日

(5) 職員・従業員数

室長1人、理事長1人、事務長1人ほか

(6) 主な事業又は活動

- ・加盟団体の事業支援並びに連絡調整を図ること
- ・スポーツ大会等体育振興に関すること
- ・体育、スポーツ指導者の養成と競技力向上を図ること
- ・スポーツ振興に関し、関係諸機関との連絡を図ること

第119号議案

豊岡市竹野B & G海洋センター及び豊岡市立竹野中央公園の指定管理者の指定について

豊岡市竹野B & G海洋センター及び豊岡市立竹野中央公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市竹野B & G海洋センター及び豊岡市立竹野中央公園 |
| 2 団体等の名称 | 全但バス 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 豊岡市竹野B&G海洋センター

ア 名称

豊岡市竹野B&G海洋センター

イ 所在地

豊岡市竹野町竹野3102番地の2

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣 工 昭和60年

(ア) 体育館

30.9m×23.5m

バレーボール2面、バスケットボール1面

バトミントン3面、ミニバスケット2面

(イ) 武道場

29.3m×15.6m

剣道場1面、柔道場40畳

(ウ) プール

大プール25m×13m 6コース (水深1.1～1.2m)

小プール6m×10m (水深0.5～0.6m)

(2) 豊岡市立竹野中央公園

ア 名称

豊岡市立竹野中央公園

イ 所在地

豊岡市竹野町須谷1395番地

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣 工 平成2年

(ア) 多目的グラウンド

面積100m×150m=15,000㎡

野球1面、ソフトボール2面

(イ) テニスコート

3面（ラバーチップ）

(ウ) 駐車場

普通車100台

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

全但バス 株式会社

(2) 所在地

養父市八鹿町八鹿113-1

(3) 代表者の氏名

代表取締役 桐山 徹郎

(4) 設立年月日

大正6年10月19日

(5) 職員・従業員数

336人

(6) 主な事業又は活動

- ・旅客自動車運送事業
- ・旅行業
- ・不動産事業
- ・車両管理事業
- ・保険代理店業
- ・指定管理業務
- ・グループ会社にてタクシー事業、人材派遣業

第120号議案

豊岡市立神鍋野外スポーツ公園の指定管理者の指定について

豊岡市立神鍋野外スポーツ公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立神鍋野外スポーツ公園
- 2 団体等の名称 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会・全但バス株式会社グループ
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立神鍋野外スポーツ公園

(2) 所在地

豊岡市日高町名色88番地の50

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣工 平成10年10月

ア センター棟

建築面積 1,380.58㎡

延床面積 1,139.72㎡

構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、平屋建

施設内容 事務室 97㎡ (監視室、応接室を含む)

休憩室 4.4㎡

救護室 10.5㎡

機械室 73㎡

会議室 1室 70㎡

ロッカー室 3室 166個

シャワー室 3室 19基

ジャグジー 2室

トイレ

レストラン 50席

エントランス 207㎡

イ 屋外施設群

芝生グラウンド (天然芝仕上げ、照明設備) 14,130㎡

環境発見遊具 全長56.7m、トイレ

憩いのスペース 花の広場、林の広場、緑の広場、ファミリー広場

せせらぎの径

ジョギングコース 約1,400m

駐車場 乗用車120台 バス6台

2 管理業務の内容

(1) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務

(2) 利用料金の徴収等に関する業務

- (3) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (4) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会・全但バス株式会社グループ

(2) 所在地

神戸市中央区下山手通6丁目3番28号

(3) 代表者の氏名

(代表者) 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
理事長 楠 見 清

(構成団体) 全但バス株式会社
代表取締役 桐 山 徹 郎
神姫バス株式会社

代表取締役社長 長 尾 真
日本管財株式会社
代表取締役社長 福 田 慎太郎

(4) 主な事業又は活動

- ・兵庫県立但馬ドーム他3指定管理施設の管理運営
- ・勤労者への給付事業、福利厚生事業、貸付斡旋事業 など

第121号議案

豊岡市立日高文化体育館の指定管理者の指定について

豊岡市立日高文化体育館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立日高文化体育館
- 2 団体等の名称 特定非営利活動法人 コミュニティ日高
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立日高文化体育館

(2) 所在地

豊岡市日高町祢布954番地の6

(3) 設置目的

市民の文化の高揚及び体育の振興を図り、その福祉を増進する。

(4) 施設概要

竣 工	昭和62年9月（昭和62年9月18日供用開始）
構 造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 2階建
敷地面積	3,567.6㎡
延床面積	2,742.2㎡（うちプロワー室11㎡）
施設内容	大ホール、ステージ、小ホール、ミーティングルーム、 会議室、更衣室、ミキサー室、トレーニング室、 事務室、ロビー等

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立日高文化体育館の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

特定非営利活動法人 コミュニティ日高

(2) 所在地

豊岡市日高町府市場346番地

(3) 代表者の氏名

綿 貫 祥 一

(4) 設立年月日

平成20年10月28日

(5) 職員・従業員数

13人

(6) 主な事業又は活動

- ・ 公共施設等管理運営事業
- ・ 日高地域を主なエリアとする市民活動団体の事務局業務
- ・ 日高地域の文化振興事業
- ・ 日高地域のスポーツ振興事業
- ・ 地域内外の住民交流事業等

第122号議案

豊岡市立但東中央体育館の指定管理者の指定について

豊岡市立但東中央体育館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立但東中央体育館
- 2 団体等の名称 株式会社 シルク温泉やまびこ
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立但東中央体育館

(2) 所在地

豊岡市但東町出合47番地の1

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣 工	昭和58年1月
敷地面積	1,978.25㎡
延床面積	1,431.83㎡
競技場面積	795㎡
施設内容	体育館、駐車場

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

株式会社 シルク温泉やまびこ

(2) 所在地

豊岡市但東町正法寺165番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 奥 田 清 喜

(4) 設立年月日

平成17年1月24日

(5) 職員・従業員数

27人

(6) 主な事業又は活動

- ・ 宿泊、休憩施設の経営に関する事業
- ・ 温泉浴場施設の運営に関する事業
- ・ 公園、スポーツ施設の管理運営に関する事業
- ・ 農産物、林産物、水産物、畜産物及び民芸品等の開発、販売に関する事業
- ・ 食堂、喫茶及び売店等の経営に関する事業
- ・ 飲食物、日用品等の販売に関する事業
- ・ 観光案内に関する事業
- ・ 公共施設の維持管理に関する事業
- ・ 自転車のレンタルに関する事業
- ・ 上記に附帯又は関連する一切の事業

第123号議案

豊岡市立但東スポーツ公園の指定管理者の指定について

豊岡市立但東スポーツ公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立但東スポーツ公園
- 2 団体等の名称 株式会社 シルク温泉やまびこ
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立但東スポーツ公園

(2) 所在地

豊岡市但東町小谷1番地

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣 工	平成4年9月
敷地面積	34,368㎡（事業用地）
施設内容	多目的グラウンド（ナイター照明有） 12,000㎡ テニスコート（ナイター照明有） 4面 管理棟（木造瓦葺平屋） 167㎡ 本部席兼倉庫 22㎡ 便所 14㎡ いこいの広場（遊具を含む） 2,000㎡

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

株式会社 シルク温泉やまびこ

(2) 所在地

豊岡市但東町正法寺165番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 奥 田 清 喜

(4) 設立年月日

平成17年1月24日

(5) 職員・従業員数

27人

(6) 主な事業又は活動

- ・ 宿泊、休憩施設の経営に関する事業
- ・ 温泉浴場施設の運営に関する事業
- ・ 公園、スポーツ施設の管理運営に関する事業
- ・ 農産物、林産物、水産物、畜産物及び民芸品等の開発、販売に関する事業
- ・ 食堂、喫茶及び売店等の経営に関する事業
- ・ 飲食物、日用品等の販売に関する事業
- ・ 観光案内に関する事業
- ・ 公共施設の維持管理に関する事業
- ・ 自転車のレンタルに関する事業
- ・ 上記に附帯又は関連する一切の事業

第124号議案

豊岡市立日高東部健康福祉センターの指定管理者の指定について

豊岡市立日高東部健康福祉センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立日高東部健康福祉センター
- 2 団体等の名称 株式会社 エヌ・エス・アイ
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立日高東部健康福祉センター

(2) 所在地

豊岡市日高町堀809番地

(3) 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与すること

(4) 施設概要 平成16年12月竣工

建物概要 鉄骨造平屋建（一部鉄筋コンクリート造） 1,831 m²

主な施設 温水プール、健康スタジオ、事務室、交流ラウンジ等

2 管理業務の内容（デイサービス部門除く）

(1) センターの使用及びその制限に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 エヌ・エス・アイ

(2) 所在地

大阪市北区梅田一丁目11番4-2100号

(3) 代表者の氏名

代表取締役 近藤 雅彦

(4) 設立年月日

平成8年1月18日

(5) 職員・従業員数

社員 160名 従業員（アルバイト等） 900名

(6) 主な事業又は活動

スイミングスクールにおける水泳指導、アスレティッククラブにおける運動指導、スイミングスクール並びにアスレティッククラブに関する企画立案と運営、運動用品の販売、宿泊施設の経営等

豊岡市立日高東部健康福祉センター等の指定管理、出石 B&G 海洋センタープールの業務受託等（直営12施設、受託40施設（うち公共施設27施設））

第125号議案

豊岡市立出石健康福祉センターの指定管理者の指定について

豊岡市立出石健康福祉センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらる。

平成 28 年 12 月 2 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立出石健康福祉センター |
| 2 団体等の名称 | 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日 |

1. 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立出石健康福祉センター

(2) 所在地

豊岡市出石町福住1302番地

(3) 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与すること

(4) 施設概要

平成7年4月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造平屋建 2096.44㎡

主な施設 多目的ホール、給食調理室、第2会議室、健康相談室、
娯楽室、茶室（和室）、ボランティア室等

入居団体 (福)豊岡市社会福祉協議会、(NPO)セルフサポー
トいずし、(公社)豊岡市シルバー人材センター、(公
社)兵庫県看護協会

2 管理業務の内容

(1) センターの使用及びその制限に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

(2) 所在地

豊岡市城南町23番6号

(3) 代表者の氏名

理事長 酒井 清道

(4) 設立年月日

平成18年4月3日

(5) 職員・従業員数

職員397名

(6) 主な事業又は活動

社会福祉事業（地域福祉事業、介護保険事業、福祉相談事業、ボラ
ンティア活動の振興等）公益事業（地域包括支援センター、障害者基
幹相談支援センター、総合相談・生活支援センターの設置等）

豊岡市立豊岡健康福祉センター、豊岡市立城崎健康福祉センター、
豊岡市立竹野健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター、豊
岡市立出石健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センターの指
定管理

第126号議案

豊岡市立竹野多目的屋内運動広場の指定管理者の指定について

豊岡市立竹野多目的屋内運動広場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立竹野多目的屋内運動広場
- 2 団体等の名称 竹野町体育協会
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野多目的屋内運動広場

(2) 所在地

豊岡市竹野町須谷 483 番地

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かなまちづくりの形成に寄与するとともに、スポーツ及びレクリエーションの普及を図る。

(4) 施設概要 平成7年4月竣工

建物概要 鉄骨造・平屋建（ドーム） 延床面積 1,019.20 m²

主な施設 屋内グラウンド（土）、事務室、トイレ

2 管理業務の内容

- (1) 介護予防、健康づくり、生きがいつくり及び健康増進施設の目的を達成するために必要な事業に関する業務
- (2) 健康増進施設の使用及びその制限に関する業務
- (3) 健康増進施設の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

竹野町体育協会

(2) 所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 設立年月日

昭和 50 年 2 月 20 日

(5) 職員数

会長 1 人、副会長 2 人、常任理事 5 人、理事 9 人、監事 2 人、事務局 1 人

(6) 主な事業又は活動

- ・加盟団体の事業促進並びに連絡調整に関する事
- ・町内外の諸団体及び諸機関との連絡並びに事業提携に関する事
- ・専門的研究会及び講習会に関する事
- ・社会体育振興に関する事

第127号議案

豊岡市立まちなかステーションの指定管理者の指定について

豊岡市立まちなかステーションの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立まちなかステーション |
| 2 団体等の名称 | 一般財団法人 但馬地域地場産業振興センター |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立まちなかステーション

(2) 所在地

豊岡市中央町7番23号

(3) 設置目的

市への来訪者に対し地域情報及び観光情報を提供するとともに、市民の交流の場として地域の賑わいを創出することを目的とする。

(4) 施設概要 平成26年3月竣工

敷地面積 1,256.53 m²

建物概要 木造平屋建て 延床面積 56.31 m²

主な施設 インフォメーションセンター兼地場産品ショップ、多目的スペース、駐車スペース、オーニングテント等

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立まちなかステーションの設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に係る業務
- (2) ステーションの使用及びその制限に関する業務
- (3) ステーションの維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

一般財団法人 但馬地域地場産業振興センター

(2) 所在地

豊岡市大磯町1番79号

(3) 代表者の氏名

理事長 中貝 宗治

(4) 設立年月日

昭和62年12月11日

(5) 職員数又は会員数

11名 ※常勤役員を含む

(6) 主な事業又は活動

- ・地場産業製品等の普及事業
- ・地域住民、観光客等への地場産業製品、特産品等の展示即売による販売促進、PR事業
- ・但馬地域地場産業振興センターの管理運営事業、貸室事業等

第128号議案

豊岡市立地域交流センター「コウノトリ本舗」の指定管理者
の指定について

豊岡市立地域交流センター「コウノトリ本舗」の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立地域交流センター「コウノトリ本舗」 |
| 2 団体等の名称 | コウノトリ羽ばたく会 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立地域交流センター「コウノトリ本舗」

(2) 所在地

豊岡市祥雲寺14番地の2

(3) 設置目的

地域づくりと経済効果の両立を図る。

(4) 施設概要

建物概要 木造平屋建て 303.7㎡

主な施設 物販コーナー、インフォメーションコーナー、研修コーナー、管理事務室、倉庫、更衣室

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市の文化・風土に培われた物産を販売する業務
- (2) 豊岡市の観光情報の提供業務
- (3) 市民と来訪者との交流活動業務
- (4) 地域交流センターの利用及びその制限に関する業務
- (5) 地域交流センターの維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

コウノトリ羽ばたく会 株式会社

(2) 所在地

豊岡市祥雲寺14番地の2

(3) 代表者の氏名

代表取締役 脇 稔

(4) 設立年月日

平成18年10月16日

(5) 職員数又は会員数

5名（パート従業員5名）

(6) 主な事業又は活動

- ・地域づくりと経済効果を両立する事業の推進
- ・豊岡市立地域交流センター「コウノトリ本舗」の管理運営

第129号議案

豊岡市営豊岡駅前駐車場の指定管理者の指定について

豊岡市営豊岡駅前駐車場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市営豊岡駅前駐車場 |
| 2 団体等の名称 | アイティ豊岡都市開発 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市営豊岡駅前駐車場

(2) 所在地

豊岡市大手町3番地の11

(3) 設置目的

市民及び観光客の利用に供する。

(4) 施設概要

形 式	平面駐車場
供用開始	平成4年11月1日
駐車区画	普通自動車110台 大型バス5台

2 管理業務の内容

- (1) 駐車場の利用及びその制限に関する業務
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

アイティ豊岡都市開発 株式会社

(2) 所在地

豊岡市大手町4番5号

(3) 代表者の氏名

代表取締役社長 境 敏治

(4) 設立年月日

平成9年8月25日

(5) 職員数又は会員数

役員6名 社員4名

(6) 主な事業又は活動

主要業務

- ・アイティ立体駐車場の経営
- ・損害保険代理店業務

受託業務

- ・アイティ管理組合法人の事務、管理業務
- ・豊岡市営豊岡駅前駐車場の管理業務
- ・豊岡駅前広場、豊岡駅前トイレ及び市道大開一日市線地下通路の管理業務

第130号議案

豊岡市立木屋町小路の指定管理者の指定について

豊岡市立木屋町小路の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立木屋町小路
- 2 団体等の名称 株式会社 湯のまち城崎
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立木屋町小路

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島391番地

(3) 設置目的

市の観光と地場産業の一体的な振興及び都市と地方との交流促進を図り、地域の活性化を推進する。

(4) 施設概要 平成20年7月竣工

建物概要 木造2階建て（一部鉄筋コンクリート造）

延床面積 700.19㎡

主な施設 テナント区画（10区画）、火伏壁（延長約60m、高さ約6m）

オープンスペース、事務室、会議室、トイレ、倉庫等

2 管理業務の内容

- (1) 市の地場産品等の流通拡充に関する業務
- (2) 城崎温泉街に必要な業種等の拡充に関する業務
- (3) 起業者の支援及び育成に関する業務
- (4) 市の観光情報の提供に関する業務
- (5) 市民と来訪者との交流促進に関する業務
- (6) 木屋町小路の使用及び制限に関する業務
- (7) 木屋町小路の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 湯のまち城崎

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島78番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役社長 西村 肇

(4) 設立年月日

平成24年7月17日

(5) 職員数又は会員数

役員8名、専任職員2名

(6) 主な事業又は活動

- ・地区内公共公益施設の管理運営受託事業
- 豊岡市宮城崎温泉駅前駐車場の指定管理受託
- 豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場の指定管理受託

豊岡市営城崎鴻の湯駐車場の指定管理受託

豊岡市営城崎木屋町駐車場の指定管理受託

- ・城崎地区の活性化のための戦略づくり・プランニング
- ・地区内施設の管理運営コスト削減のための一括契約事業
- ・地区内の広報PR・催事開催等による地区マーケティング事業
- ・地区内の魅力づくりのための商品開発、販売等による地区プロモーション事業
- ・地区内の魅力店舗・施設誘致の調査・店舗リーシング及びリノベーション事業
- ・その他、城崎地区内の活性化・まちづくりに関する事業

第131号議案

豊岡市立竹野多目的研修施設の指定管理者の指定について

豊岡市立竹野多目的研修施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立竹野多目的研修施設
- 2 団体等の名称 中地区会
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野多目的研修施設

(2) 所在地

豊岡市竹野町轟2番地の1

(3) 設置目的

地域農林産物の加工及び加工品販売による農家所得の増大と農業者の生産意欲の向上を図り、農業及び地域の活性化を推進する。

(4) 施設概要 昭和58年3月竣工

建物概要 木造・平屋建 152.92㎡

主な施設 食品加工室、木工加工室、研修室

2 管理業務の内容

- (1) 施設の利用及びその制限に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 地域農林産物の加工及び加工品の販売事業に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

中地区会

(2) 所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 設立年月日

昭和53年1月29日

(5) 職員数又は会員数

225世帯

(6) 主な事業又は活動

- ・地域住民自治活動
- ・地域住民の教育及び福祉の増進に関する活動
- ・防犯及び交通安全対策等の地域安全活動
- ・地域振興活動及びイベントの開催
- ・豊岡市立竹野多目的研修施設の管理運営 など

第132号議案

豊岡市立竹野観光センターの指定管理者の指定について

豊岡市立竹野観光センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立竹野観光センター |
| 2 団体等の名称 | たけの観光協会 |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野観光センター

(2) 所在地

豊岡市竹野町竹野 17 番地の 22

(3) 設置目的

観光産業の振興と観光事業者及び地域住民のコミュニティ活動を促進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(4) 施設概要 昭和 56 年 3 月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造・2階建・157.92 m²

主な施設 観光案内所、竹野浜警備詰所・竹野救難所、会議室

2 管理業務の内容

- (1) 観光案内及び観光宣伝等の観光の振興に関すること。
- (2) 地域住民並びに観光事業者の研修及びコミュニティ活動の支援に関すること。
- (3) 防犯、交通安全対策及び水難救護等の観光客の安全確保に関すること。
- (4) 施設の使用の決定、利用料金の徴収及び維持管理に関すること。

3 団体等の概要

(1) 名称

たけの観光協会

(2) 所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 設立年月日

昭和 40 年 6 月 6 日

(5) 職員数又は会員数

73 名

(6) 主な事業又は活動

- ・観光客誘客宣伝活動及びイベントの開催
- ・観光案内及び宿泊斡旋
- ・海水浴場の開設及び管理
- ・観光施設及び観光資源の清掃管理
- ・防犯、交通安全対策及び水難救護等の観光客安全対策活動
- ・豊岡市立竹野観光センターの管理運営 など

第133号議案

豊岡市立日高農林産物加工研修所の指定管理者の指定について

豊岡市立日高農林産物加工研修所の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立日高農林産物加工研修所
- 2 団体等の名称 株式会社 日高振興公社
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立日高農林産物加工研修所

(2) 所在地

豊岡市日高町岩中102番地の1

(3) 設置目的

農家の就業の確保、地域農林産物の加工及び加工品販売による農家所得の増大並びに農業者の生産意欲の向上を図り、農業及び地域の活性化を推進する。

(4) 施設概要 昭和63年3月竣工

建物概要 木造・平屋建 206.48㎡

主な施設 作業場、麴室、資材倉庫、学習室

2 管理業務の内容

- (1) 加工研修所の使用及びその制限に関する業務
- (2) 加工研修所の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

株式会社 日高振興公社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野59番地13

(3) 代表者の氏名

代表取締役 笠原 泰藏

(4) 設立年月日

平成6年4月28日

(5) 職員数

16名

(6) 主な事業又は活動

道の駅「神鍋高原」、日高農林漁業体験実習館、神鍋温泉ゆとろぎ、日高農林産物加工研修所の管理運営 など

第134号議案

豊岡市立殿食材供給施設の指定管理者の指定について

豊岡市立殿食材供給施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立殿食材供給施設
- 2 団体等の名称 殿・村おこし組合
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日

第135号議案

豊岡市立神鍋高原観光施設の指定管理者の指定について

豊岡市立神鍋高原観光施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立神鍋高原観光施設 |
| 2 団体等の名称 | アップかんなべ 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立神鍋高原観光施設

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 2

(3) 設置目的

住民及び来訪者への利用に供することにより、地域の活性化を図る。

(4) 施設概要

ア 神鍋高原キャンプ場

(ア) 建物概要

管理棟 (平成 6 年竣工) 木造・平屋建 242.46 m²

炊事棟 1 棟 (昭和 50 年竣工) 木造、平屋建 15.84 m²

炊事棟 2 棟 (平成 6 年竣工) 鉄筋コンクリート造、平屋建 各 20 m²

(イ) 主な施設 管理棟、炊事棟、便所、マウンドアップサイト、ファイヤーサークル等

イ 神鍋高原野外ステージ (昭和 62 年竣工)

(ア) 施設概要 ステージ 220 m²

(イ) 主な施設 観覧席、電気設備 (40kw 受電)

ウ 神鍋高原体育館 (昭和 46 年竣工)

(ア) 建物概要 鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋建て 806 m²

(イ) 主な施設 アリーナ、更衣室、便所等

2 管理業務の内容

- (1) 神鍋高原観光施設の使用及びその制限に関する業務
- (2) 神鍋高原観光施設の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

アップかんなべ 株式会社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 739 番地の 1

(3) 代表者の氏名

代表取締役 岡本 眞作

(4) 設立年月日

平成 24 年 11 月 1 日

(5) 職員数

7名

(6) 主な事業又は活動

アップканなベスキー場の四季を通じた企画立案及び広告宣伝業務。スキー場の駐車場管理業務 など

第136号議案

豊岡市立出石農産物加工場の指定管理者の指定について

豊岡市立出石農産物加工場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立出石農産物加工場 |
| 2 団体等の名称 | 「こぶしの里・いずし」加工グループ連絡協議会 |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立出石農産物加工場

(2) 所在地

豊岡市出石町福居 948 番地

(3) 設置目的

農家の就業の確保、地域農林産物の加工及び加工品販売による農家所得の増大並びに農業者の生産意欲の向上を図ることで農業及び地域の活性化を推進するため。

(4) 施設概要 平成 7 年 12 月開設

建物概要 鉄骨・スレート葺、平屋建 153.2 m²

主な施設 惣菜加工室、瓶・缶詰加工室、食品加工室、事務室

2 管理業務の内容

(1) 加工施設の利用及びその制限に関する業務

(2) 加工施設の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

「こぶしの里・いずし」加工グループ連絡協議会

(2) 所在地



(3) 代表者の氏名



(4) 設立年月日

平成 10 年 4 月 27 日

(5) 主な事業又は活動

- ・加工グループ間の情報交換の場の開設
- ・加工技術や商品開発等必要な研修会の開催
- ・商品販売との方策にかかる研修会の開催
- ・加工施設の運営を円滑に行うための事業
- ・その他、目的達成のために必要な事業

第137号議案

豊岡市立但東農産物加工施設の指定管理者の変更について

豊岡市立但東農産物加工施設の指定管理者が株式会社を設立したことに伴い、当該株式会社を指定管理者として指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 公の施設の名称 豊岡市立但東農産物加工施設

2 指定管理者

変更前	変更後
豊岡市但東町佐田526番地 高橋食品加工組合 代表理事 石坪武彦	豊岡市但東町佐田526番地 味蔵たんとう 株式会社 代表取締役 近本礼三郎

3 指定の期間 平成29年1月1日から平成29年3月31日

4 理由 指定管理者である高橋食品加工組合が、味蔵たんとう株式会社を設立したことに伴い、指定管理者として変更後の株式会社を指定するため。

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立但東農産物加工施設

(2) 所在地

豊岡市但東町佐田 526 番地

(3) 設置目的

農家の就業の確保、地域農林産物の加工及び加工品販売による農家所得の増大並びに農業者の生産意欲の向上を図り、農業及び地域の活性化を推進するため。

(4) 施設概要 平成14年 3月竣工

建物概要 構造 木造・平屋建

延床面積 191.13 m²

主な施設 味噌製造室、惣菜製造室、菓子製造室、貯蔵室、資材室、事務室

2 管理業務の内容

(1) 加工施設の使用及びその制限に関する業務

(2) 加工施設の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

味蔵たんとう 株式会社

(2) 所在地

豊岡市但東町佐田 526 番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 近本礼三郎

(4) 設立年月日

平成 28 年 9 月 1 日

(5) 職員数又は会員数

社員 3 名、役員 6 名

(6) 主な事業又は活動

農産物を原料とした商品の製造、加工及び販売。

第138号議案

豊岡市立但東農産物加工施設の指定管理者の指定について

豊岡市立但東農産物加工施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立但東農産物加工施設 |
| 2 団体等の名称 | 味蔵たんとう 株式会社 |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立但東農産物加工施設

(2) 所在地

豊岡市但東町佐田 526 番地

(3) 設置目的

農家の就業の確保、地域農林産物の加工及び加工品販売による農家所得の増大並びに農業者の生産意欲の向上を図り、農業及び地域の活性化を推進するため。

(4) 施設概要 平成14年 3 月竣工

建物概要 構造 木造・平屋建

延床面積 191.13 m²

主な施設 味噌製造室、惣菜製造室、菓子製造室、貯蔵室、資材室、事務室

2 管理業務の内容

(1) 加工施設の使用及びその制限に関する業務

(2) 加工施設の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

味蔵たんとう 株式会社

(2) 所在地

豊岡市但東町佐田 526 番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 近本礼三郎

(4) 設立年月日

平成 28 年 9 月 1 日

(5) 職員数又は会員数

社員 3 名、役員 6 名

(6) 主な事業又は活動

農産物を原料とした商品の製造、加工及び販売。

第139号議案

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの指定管理者の指定について

豊岡市立但東シルク温泉やまびこの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立但東シルク温泉やまびこ |
| 2 団体等の名称 | 株式会社 シルク温泉やまびこ |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立但東シルク温泉やまびこ

(2) 所在地

豊岡市但東町正法寺 165 番地ほか

(3) 設置目的

住民の健康、生きがいと創造を求め、活力ある生活文化環境の確立を目指す交流学習の推進及び地域産業掘りおこしによる文化と経済の向上を図るため。

(4) 施設概要

但東自然ふれあいセンター「やまびこ」 昭和 60 年 7 月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建 2,974.82 m²

主な施設 宿泊室、個室ダイニング、研修室、多目的ホール、ラウンジ、フィールドゴルフ場ほか

但東シルク温泉館 平成 6 年 7 月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 1,302.16 m²

主な施設 浴室 3、露天風呂 2、サウナ室 2、脱衣室 2、休憩室、展示販売室、食材供給室ほか

但東自然の郷 平成 7 年 7 月竣工

建物概要 木造 2 階建 375.96 m²

主な施設 ログハウス 4 棟

2 管理業務の内容

- (1) 住民が生きがいと創造を求めめるための交流学習の施設利用に関する業務
- (2) 地域産業掘りおこしの学習、集会等住民の教養文化向上のための研修、鑑賞及び展示等の催しに関する業務
- (3) 青少年健全育成のための施設利用に関する業務
- (4) 市民の休憩、宿泊及び健康増進その他休養のための施設利用に関する業務
- (5) 施設の利用の許可に関する業務
- (6) 施設の利用に係る料金の徴収に関する業務
- (7) 施設及び設備の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 シルク温泉やまびこ

(2) 所在地

豊岡市但東町正法寺 165 番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 奥田清喜

(4) 設立年月日

平成17年 1 月24日

(5) 職員数

職員24名、役員 8 名

(6) 主な事業又は活動

シルク温泉やまびこの宿泊・休憩施設及び温泉浴場施設の経営、公園・スポーツ施設の管理運営、地域特産品の開発・販売、観光案内など。

第140号議案

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の指定管理者の指定について

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の指定管理者を次の団体等に指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立たんたん温泉福寿の湯 |
| 2 団体等の名称 | たんたん温泉運営管理組合 |
| 3 指定の期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立たんたん温泉福寿の湯

(2) 所在地

豊岡市但東町坂野470番地

(3) 設置目的

地域資源を活用して行う市民と来訪者との交流活動による地域の活性化を図るため。

(4) 施設概要 平成20年7月竣工

建物概要 木造平屋建 機械室は鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積 426.84 m²

主な施設 浴室2、露天風呂2、サウナ室2、水風呂2、脱衣室2、休憩室、食堂、特産品・情報発信コーナー、事務室、機械室ほか

2 管理業務の内容

- (1) 地域資源のネットワーク化の推進と地域活性化に関する業務
- (2) 市民と来訪者との交流活動に関する業務
- (3) 温泉館の使用及びその制限に関する業務
- (4) 温泉館の維持管理に関する業務
- (5) 温泉館の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (6) その他、温泉館の目的を達成するために必要な業務

3 団体等の概要

(1) 名称

たんたん温泉運営管理組合

(2) 所在地



(3) 代表者の氏名



(4) 設立年月日

平成19年11月24日

(5) 職員数

職員13名、役員6名

(6) 主な事業又は活動

たんたん温泉の経営・維持管理、地域資源のネットワーク化の推進、地域資源情報の収集・発信、観光案内、地域特産品の開発・販売など